

## 音更霊園条例の一部を改正する条例

音更霊園条例（昭和46年音更町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び納骨堂」を「、納骨堂及び合同納骨塚」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 合同納骨塚（複数の遺骨を合同で埋蔵する施設）

第4条に次の1項を加える。

2 合同納骨塚を使用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 本町に住所を有する者であつて、親族の遺骨を埋蔵しようとするもの

(2) 死亡時において本町に住所を有していた親族の遺骨を埋蔵しようとする者

(3) 本町に過去に住所を有していた親族の遺骨を埋蔵しようとする者

(4) 霊園内の墓所に埋蔵されている遺骨を合同納骨塚に改葬しようとする者

第5条及び第9条中「墓所」の次に「又は合同納骨塚」を加える。

第10条第2項中「年」を「年度」に改める。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とする。

第14条の見出し中「使用」の次に「の許可」を加え、同条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」の次に「の許可」を加え、「取消す」を「取り消す」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（遺骨の不返還）

第16条 合同納骨塚に埋蔵された遺骨は、返還を求めることができない。

第13条中「改葬その他の理由により墓所が不要になつたとき」を「墓所を使用する者は、次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 使用している墓所が不用になつたとき。

(2) 墓所に埋蔵されている遺骨を合同納骨塚に改葬するとき。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「により」の次に「前2条の」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（清掃料の還付）

第12条 第14条の規定により墓所を返還する場合において、既納の清掃料に未使用の年度分が含まれるときは、当該年度分の清掃料を還付する。

別表を次のように改める。

別表（第9条、第10条関係）

区分	区画面積	使用料	清掃料
墓所 規格墓所 自由墓所	1区画6平方メートル	50,000円 (返還された墓所の場合は 10,000円)	1年度につき 1,050円
合同納骨塚	—	1体につき 10,000円	—

備考

- 1 使用料は、永代使用料である。
- 2 清掃料は、消費税及び地方消費税相当額を含むものである。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の音更霊園条例の規定（改正後の第12条の規定を除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用の許可を行うものについて適用し、施行日前に使用の許可を行うものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第12条の規定は、施行日以後に墓所を返還する場合について適用する。

(準備行為)

- 4 改正後の音更霊園条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。